



## 大地申第11号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外  
及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ

昨日、10項の議論で交渉を中断していたが  
本日も会社回答は変わらないため、

# 交渉再開出来ず!

大宮地本は、大地申第11号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の団体交渉を2回開催し、第10項の議論で中断しています。

本日、13時30分から第3回を開催予定でしたが、昨日と第10項の会社回答が変わらず交渉が再開出来ないため、交渉中断が継続している状況です。

大宮地本は、今交渉で職場現実を訴え、労基法第34条違反や増加し続けている時間外労働、車掌区における時季変更権行使の現実、安全衛生委員会の認識など議論を行いました。しかし、まだまだ問題の解決に至っていない状況から36協定違反が発生した場合の「協定の解約」の新条文について求めましたが、労使の議論が平行線のまま本日の交渉も再開出来ず終了しました。

大宮地本は職場に責任を持って協定を締結するため、精力的に議論を継続します。

交渉内容を意思統一し、  
職場議論と検証行動を推し進めよう!